

うるま市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年8月6日

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苺 弘美

うるま市教育委員会規則第6号

うるま市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

うるま市立学校給食センター条例の一部を改正する条例（令和8年うるま市条例第30号）の施行期日は、令和8年8月6日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。